

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業協同組合等検査指導事業	5,509	5,509	6,086		(諸) 6	6,080
協同組合指導課・検査・指導担当	01 農業協同組合等検査指導事業 5,688 [(一)5,682 (諸)6]						
	<p>1 事業目的 農業協同組合法に基づき、農業協同組合の業務、会計、財務の状況を検査するとともに、適正な運営への指導を行い、農業協同組合の健全な発展を促進する。</p> <p>2 事業内容 農業協同組合の常例検査、事後指導、一斉調査、許認可等</p> <p>3 実施主体 県</p>						
	02 森林組合検査事業 398 [(一) 398]						
	<p>1 事業目的 森林組合法に基づき、森林組合の業務、会計、財務の状況を検査することにより、森林組合の健全な発展を促進する。</p> <p>2 事業内容 森林組合の常例検査</p> <p>3 実施主体 県</p>						

(単位：千円)

課 名 等	事 業 名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左 の 財 源 内 訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農業共済団体 対 策 事 業	3,741	3,741	3,891		(諸) 7	3,884
協 同 組 合 指 導 課 ・ 指 導 担 当	<p>1 事業目的 農業保険法に基づく農業共済事業を円滑に推進するため、農業共済組合に対する指導、監督及び調査を行う。</p> <p>2 事業内容 農業共済組合の常例検査、指導、許認可等</p> <p>※農業共済事業とは、 風水害などの自然災害等から農家の経営を守るため、国の農業災害対策として実施している公的な農業保険事業。 高知県では、農作物共済（水稻）、家畜共済（牛、馬、豚）、果樹共済（うんしゅうみかん、ぼんかん、ゆず）、畑作物共済（茶）及び園芸施設共済（特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物）のほか、任意共済（建物、農機具）を実施している。</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳			
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源	
	農業近代化資金等融資事業	81,193	76,658	81,954		(諸) 165	81,789	
協 同 組 合 指 導 課 ・ 金 融 担 当	01 農業近代化資金等融資事業 78,693 [(一)78,678 (諸)15]							
	I 農業近代化資金							
	1 事業目的 食料・農業・農村基本法の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために、農業の担い手の経営展開に必要な資金を円滑に供給する。							
	2 事業内容 利子補給金 76,098 [(一) 76,098]							
	区 分		融資枠	融資機関 受取金利 (%)	利子補給率 (%)	貸付金利 (%)	利子補 給期間 (年以内)	融資限度額
	認 定 農 業 者 以 外 の 担 い 手	個 人	30億円	1.40	1.30	0.10	15	(雑費の80%) 個人 1,800万円 団体 2億円
		共 同		1.40	1.30	0.10	15	(雑費の80%) 団体15億円 信連、中金、銀行
				0.95	0.85	0.10		
		小土地		1.40	1.30	0.10	15	1,800万円以内の 事業費でこの80%
	0.95			0.85	0.10			
認 定 農 業 者	個 人	1.40		1.30	0.10	15	(雑費の100%) 個人 1,800万円 団体 2億円	
	小土地	1.40		1.30	0.10	15	1,800万円以内の 事業費でこの100%	
(金利は令和2年2月20日現在)								
※ 認定農業者向けの資金の利子補給率及び貸付金利は、国の公募団体からの利子助成を含む。								
根拠法令等 高知県農業近代化資金利子補給規則								
創設年度 昭和36年度								

(単位：千円)

協同組合指導課・金融担当

II 中山間地域活性化資金

1 事業目的

中山間地域の農林水産物の加工増進、流通の合理化、その他農林漁業資源の総合的な利用の促進並びに地域農林漁業の担い手の生活環境の整備に必要な資金を円滑に供給し、中山間地域の農林漁業の振興を図る。

2 事業内容

利子補給金 127 [(一) 127]

資金名	融資枠	融資機関 受取金利 (%)	利子 補給率 (%)	貸付 金利 (%)	利子補給 期間 (年以内)	融資 限度額
加工流通施設整備資金	1億円	0.95	0.47	0.48	15	事業費 の80%
保健機能増進施設整備資金		0.95	0.72	0.23	15	
生活環境施設整備資金		0.95	0.85	0.10	25	

(中小企業(生活環境施設整備資金は、農林漁業者が組織する団体等)が2.7億円、償還期間15年で信連等から借りる場合の金利 令和2年2月20日現在)

根拠法令等 高知県中山間地域活性化資金利子補給規則

創設年度 平成2年度

III 農業経営負担軽減支援資金

1 事業目的

農業経営に係る既往債務の負担を軽減し、農業経営の改善を積極的に推進する。

2 事業内容

利子補給金 1,647 [(一)1,632 (諸)15]

資金名	融資枠	融資機関 受取金利 (%)	利子 補給率 (%)	貸付 金利 (%)	利子補給 期間 (年以内)	融資 限度額
農業経営負担軽減支援資金	1億5,000万円	1.40	1.30	0.10	15	借入 計画額

(金利は令和2年2月20日現在)

根拠法令等 高知県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則

創設年度 平成13年度

03 農林業災害対策資金融資事業 226 [(一) 226]

農林業災害対策資金（農業関係）

1 事業目的

局地的暴風雨等の災害により著しい被害を受けた農業者等の早期の復旧と再生産及び経営の安定を図る。

2 事業内容

利子補給補助金 226 [(一) 226]

協
同
組
合
指
導
課
・
金
融
担
当

資 金 名	融 資 枠	基 準 金 利 (%)	利 子 補 給 率 (%)	貸 付 金 利 (%)	利 子 補 給 期 間 (年以内)
	融 資 限 度 額				
農 林 業 災 害 対 策 資 金	1億円	0.10~1.40	0.10~1.40	0	5
	原資金による				

(基準金利は令和2年2月20日現在)

根拠法令等 高知県農林業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

創設年度 平成11年

06 経営体育成総合融資事業 2,972 [(一)2,822 (諸)150]

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

1 事業目的

農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画を含む。）の認定を受けている農業者（認定農業者）に対して、その計画の達成に必要な短期運転資金を供給する。

2 事業内容

利子補給補助金 364 [(一) 364]

高知県農業信用基金協会に造成される高知県低利預託基金に対し、高知県農業信用基金協会が融資機関から借り入れた預託金について、県が利子助成を行い、融資機関が協調融資方式により運転資金を農業者に貸し付ける。

資金名	融資枠	貸付金利 (%)
農業経営改善 促進資金	3億6,000万円	1.50（変動金利制）
融資対象者	認定農業者	
融資対象事業	農業経営基盤強化促進法等による経営改善計画の達成に必要な短期運転資金 （負債整理以外の運転資金全般）	
融資限度額	個人500万円 法人2,000万円（畜産・施設園芸は4倍）	
貸付方式	極度貸付（当座貸越・手形貸付）、証書貸付	

（金利は令和2年2月20日現在）

根拠法令等 農業経営改善促進資金実施要綱

創設年度 平成6年度

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
協 同 組 合 指 導 課 ・ 金 融 担 当	高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金	1,360	1,360	4,581		(諸) 3,153	1,428
	<p>高知県農業信用基金協会特別準備金出えん金</p> <p>1 事業目的 債務保証業務を行う農業信用基金協会の保証基盤強化のため、基金の造成を行う。</p> <p>2 事業内容 無担保・無保証人による債務保証業務を行う農業信用基金協会の財務基盤の強化を図るため、特別準備金の積立を行う。 出えん金 1,428 [(一) 1,428] 出えん先 高知県農業信用基金協会</p> <p>3 根拠法令等 農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令</p> <p>4 創設年度 平成14年度</p> <p>高知県農業信用基金協会特別準備金等に係る国庫補助金返還金</p> <p>1 事業目的及び内容 平成14年度から16年度までの間、担い手育成緊急対策事業及び農業信用保証制度円滑化対策事業により国から助成を受けて高知県農業信用基金協会に助成を行った特別準備金出えん金のうち、旧農業改良資金に係る国庫補助金相当額を国へ返還する。 高知県農業信用基金協会特別準備金に係る国庫補助金返還金 623 [(諸) 623] また、併せて、平成12年度から14年度までに国から交付を受けて高知県農業信用基金協会に出資した出資金のうち、旧農業改良資金に係る国庫補助金相当額を国へ返還する。 高知県農業信用基金協会出資金に係る国庫補助金返還金 2,530 [(諸) 2,530]</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
協 同 組 合 指 導 課 ・ 指 導 担 当	農林水産業 共同利用施設 災害復旧事業	1,150	1,150	1,150	1,150		
	1 事業目的 台風等により被害を受けた農林水産業共同利用施設の災害復旧に要する費用について、国が補助し経営の安定に寄与する。						
	2 事業内容 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金 1,150 [(国) 1,150] 農業に関する共同利用施設について、台風災害等により被害を受けた場合、その原形復旧について支援を図る。						
	3 根拠法令 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (第3条) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (第6条)						
	4 事業主体及び補助率 事業主体：地方公共団体、農協及び農事組合法人 補助率：2/10から9/10						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
協 同 組 合 指 導 課 ・ 金 融 担 当	償還金 (農業改良資金 助成事業)	8,962	7,095	7,007		(越) 7,007	
	<p>1 事業目的 農業経営の改善を図るため、新たな農業部門や加工事業の経営の開始、農畜産物又はその加工品の新たな生産方式若しくは販売方式の導入を行う農業者等に対する無利子貸付金について償還等の管理を行う。</p> <p>2 事業内容 農業改良資金助成法の一部改正により、県の貸付事業が終了したことから、貸付原資である政府補助金のうち平成31年度期限分を返納する。</p> <p>3 根拠法令等 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法</p> <p>4 創設年度 昭和31年</p>						
	事業名	令和元年度 当初予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 当初予算額	左の財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源	
	一般会計繰出金 (農業改良資金 助成事業)	4,481	4,481	3,504		(越) 3,504	
	<p>1 事業目的 農業経営の改善を図るため、新たな農業部門や加工事業の経営の開始、農畜産物又はその加工品の新たな生産方式若しくは販売方式の導入を行う農業者等に対する無利子貸付金の償還等について管理を行う。</p> <p>2 事業内容 農業改良資金助成法の一部改正により、県の貸付事業が終了したことから、貸付原資である政府補助金のうち平成31年度期分を返納し、これに対応する県費分(財源の約1/3)を一般会計に繰出す。</p> <p>3 根拠法令等 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法</p> <p>4 創設年度 昭和31年</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
協 同 組 合 指 導 課 ・ 金 融 担 当	償還金 (就農支援資金 助成事業)	33,899	33,899	33,899		(越) 14,545 (諸) 19,354	
	<p>1 事業目的 新規就農者を確保するため、農業経営を開始する際の機械購入、施設の設置等を行う認定就農者に対する無利子貸付金について償還等の管理を行う。</p> <p>2 事業内容 就農支援資金の貸付事業に必要な資金として国から貸付けを受けた政府貸付金の償還を行う。</p> <p>3 根拠法令等 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法</p> <p>4 創設年度 平成7年</p>						
	事業名	令和元年度 当初予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 当初予算額	左の財源内訳		
	一般会計繰出金 (就農支援資金 助成事業)	16,950	16,950	16,950		(越) 7,273 (諸) 9,677	
<p>1 事業目的 新規就農者を確保するため、農業経営を開始する際の機械購入、施設の設置等を行う認定就農者に対する無利子貸付金について償還等の管理を行う。</p> <p>2 事業内容 就農支援資金の貸付事業に必要な資金として一般会計より繰入っていた県費の繰出しを目的とし、国への償還金に対する県費(財源の1/3)を一般会計へ繰出す。</p> <p>3 根拠法令等 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法</p> <p>4 創設年度 平成7年</p>							